平成２４年（フ）第２３９３号
札幌市東区北13条東６丁目１番38―205号
債務者　三浦　広江
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３３号
札幌市清田区北野６条２丁目９番６号　コーポ寿美206号
債務者　小池　博之
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
北海道稚内市富岡２丁目16番12号
債務者　成澤　真弓（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第６３０号
神奈川県平塚市諏訪町９番１―1004号　平塚グリーンマンション
債務者　新発田真弓
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５８号
相模原市南区上鶴間本町７丁目11番５号　パラドーム相模大野401
債務者　伊藤　弥幸
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１７号
岐阜県多治見市脇之島町４丁目29番地の３
債務者　松本　浩二
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２１１５号
愛知県津島市愛宕町１丁目30番地　ピースフル愛宕Ｄ棟101号
債務者　岡本　浩男
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１４６号
堺市堺区中之町東２丁１番18―208号
債務者　フジコーポレーションこと藤田眞一こと　金　　眞一
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１６４号
堺市南区原山台３丁１番25―303号、前住所堺市中区宮園町５番３―108号
債務者　藪内　義彦
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１７９号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀475番地の１―103号、住民票上の住所大阪府富田林市寿町４丁目５番２号
債務者　フラワーショップ城山こと　田中　直洋
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１８７号
堺市中区東八田121番地２
債務者　水谷　一隆
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１９０号
大阪府河内長野市長野町６番10―408号
債務者　遠藤　常夫
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２１９号
大阪府河内長野市南青葉台33番５号　木村方
債務者　吉居　真樹
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３７６号
横浜市青葉区千草台38番地11　ホープ横浜青葉303号
債務者　阿慶田長安
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４０６号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目11番16号　ダイヤモンドハイツ202
債務者　金子　雅弘
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５３７号
横浜市青葉区市ケ尾町439番地１　101
債務者　纐纈ひさし
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５６９号
横浜市戸塚区戸塚町3462番地６　エフコート戸塚102号
債務者　山口　秀昭
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部